

性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターの設置に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成二十五年十月三十日

糸数 慶子

参議院議長 山崎 正昭 殿



## 性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターの設置に関する質問主意書

我が国における性犯罪の認知件数は、警察庁の資料によると、平成二十四年において強姦は千二百四十四件、強制わいせつは七千二百六十三件となり、前年に比べそれぞれ増加している。また、内閣府の調査において、異性から無理やりに性交された被害の相談の有無に関する質問に対し、「だれにも（どこにも）相談しなかった」という回答が約七割を占めていることから、多くの被害が潜在化していることが分かる。このような現状を鑑みると、被害者への迅速かつ適切な支援を行うための「性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター」（以下「支援センター」という。）の全国的な設置及び設置促進のための支援は急務である。

平成二十五年三月二十一日の参議院内閣委員会において、私の質問に対し森内閣府特命担当大臣は、「ほかに使える予算、様々な交付金等を探しまして、そして、委員が先ほど御指摘くださいました、ワンストップ支援センターを設置するという意向を示している自治体に対し、財政難ということを理由に挙げている自治体に対して相談に乗って、設置できるように今事務方に指示して進めているところでございます。」と支援センターに対する財政支援に関し、前向きな答弁を行っている。

右の点を踏まえ、以下質問する。

一 政府として把握している支援センターの設置状況を明らかにされたい。

二 更なる支援センターの設置等に向け、設置された支援センター及び支援センターの開設を希望する地方公共団体、被害者支援団体等に対しどのような取組を行うのか。政府における検討状況又は具体的な計画があれば示されたい。

三 内閣府は平成二十六年予算概算要求において、「性犯罪被害者等のための総合支援交付事業」として約五千万円を計上しているが、支援センターに対する交付金等の財政的な支援は行われるのか、政府の見解を示されたい。また、同事業の内容についても、併せて明らかにされたい。

右質問する。